

平成28年8月10日

株 主 各 位

神戸市中央区磯上通二丁目2番21号

株 式 会 社 ド ー ン

代表取締役社長 宮 崎 正 伸

第25期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第25期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面をもって議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討いただき、お手数ながら同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否のご表示を賜り、平成28年8月24日（水曜日）午後5時までに到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年8月25日（木曜日）午前10時
2. 場 所 神戸市中央区磯上通二丁目2番21号
三宮グランドビル 2階会議室
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目 的 事 項
報 告 事 項 第25期（平成27年6月1日から平成28年5月31日まで）事業報告
の内容及び計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

以 上

-
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 2. 事業報告、計算書類並びに株主総会参考書類記載事項に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネットの当社ウェブサイト (<http://www.dawn-corp.co.jp>) において、修正後の事項を掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(平成27年6月1日から
平成28年5月31日まで)

I 会社の現況に関する事項

1. 当事業年度の事業の概況

(1) 事業の経過及びその成果

① 全般的概況

当事業年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用情勢に改善傾向が見られたものの、個人消費の停滞感や中国等の新興国経済の減速懸念に対する警戒感からやや力強さに欠けるものとなりました。

当社を取り巻く環境につきましては、国土強靱化基本計画等の政策を背景に国や地方自治体において災害対策の強化が図られており、防災に係る公共投資は総じて堅調に推移しておりますが、開発技術者の不足や受注獲得競争の激化等、厳しい状況が続いております。

このような状況のなか、当社は、防災・防犯関連を中心に新規の開発案件の開拓を進めるとともに電力会社等の既存顧客のシステム拡張や更新に関する案件の獲得に努めました。また、前事業年度において機能を強化した「緊急通報システムNET119」を始めとした公共性が高い住民向けクラウドサービスを全国の地方自治体等を対象に営業活動を展開いたしました。

以上の結果、当事業年度の売上高につきましては、顧客のIT投資意欲の回復により官公庁や電力会社の設備管理向けシステムの受託開発が好調であったことやクラウドサービスの新規契約の獲得が順調に進んだことから、753,386千円（前事業年度比26.9%増）となりました。

利益面では、売上高の増加と受託開発においてプロジェクト管理を徹底し、内製化に努めた結果、売上高総利益率が6.5ポイント改善したため、営業利益108,374千円（前事業年度比708.9%増）、経常利益115,546千円（前事業年度比485.2%増）、当期純利益101,100千円（前事業年度比589.7%増）となりました。

②品目別概況

品目別の売上につきましては、当事業年度より、受託開発に含めていたクラウド利用料の割合が増加し、重要性を増したことから、品目別売上の区分を変更しております。また、前事業年度比較につきましては、前事業年度を変更後の区分に組み替えて行っております。

品目別の売上構成比は、ライセンス販売が12.0%（前事業年度は19.0%）、受託開発が59.6%（前事業年度は50.5%）、クラウド利用料が23.4%（前事業年度は20.5%）、商品売上が5.0%（前事業年度は10.0%）となっており、各品目の実績は次のとおりであります。

（単位：千円）

期 別 品目別	第24期 (前事業年度)		第25期 (当事業年度)		対 前 事 業 年 度 比 (%)
	売 上 高	構成比(%)	売 上 高	構成比(%)	
ライセンス販売	113,031	19.0	90,581	12.0	80.1
受 託 開 発	299,783	50.5	448,713	59.6	149.7
クラウド利用料	121,505	20.5	176,389	23.4	145.2
商 品 売 上	59,434	10.0	37,701	5.0	63.4
合 計	593,754	100.0	753,386	100.0	126.9

a) ライセンス販売

ライセンス販売につきましては、防災関連のシステム向けのライセンスの受注は好調であったものの、地方自治体のシステム更改等に伴う大型の受注が少なかったため、売上高は90,581千円（前事業年度比19.9%減）となりました。

b) 受託開発

受託開発につきましては、官公庁及び電力会社の設備管理向けの受託開発の受注が好調であったことから、売上高は448,713千円（前事業年度比49.7%増）となりました。

c) クラウド利用料

クラウド利用料につきましては、「緊急通報システムNET119」が東京消防庁を始め、全国の地方自治体や消防組合への導入が進み、契約数が増加したこと等により、176,389千円（前事業年度比45.2%増）となりました。

d) 商品売上

商品売上につきましては、受託開発に伴うデジタル地図等の納品が減少したことから、37,701千円（前事業年度比36.6%減）となりました。

- (2) **設備投資の状況**
当事業年度の設備投資について、特記する事項はありません。
- (3) **資金調達の状況**
当事業年度の資金調達について、特記する事項はありません。
- (4) **事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況**
該当事項はありません。
- (5) **他の会社の事業の譲受けの状況**
該当事項はありません。
- (6) **吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況**
該当事項はありません。
- (7) **他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分**の状況
該当事項はありません。

2. 財産及び損益の状況の推移

(単位：千円)

区 分 \ 期 別	第22期	第23期	第24期	第25期
	平成 25 年 5 月 期	平成 26 年 5 月 期	平成 27 年 5 月 期	平成 28 年 5 月 期 (当事業年度)
売 上 高	543,731	627,366	593,754	753,386
営業利益または営業損失(△)	△30,812	3,178	13,398	108,374
経常利益または経常損失(△)	△23,713	9,765	19,745	115,546
当期純利益または当期純損失(△)	△34,444	8,728	14,659	101,100
1株当たり当期純利益 または当期純損失(△)	△10円83銭	2円74銭	4円61銭	31円79銭
総 資 産	1,148,136	1,161,649	1,195,472	1,318,049
純 資 産	1,044,991	1,052,732	1,063,000	1,160,190
1株当たり純資産額	328円58銭	331円02銭	334円25銭	364円81銭

- (注) 1. 1株当たり当期純利益または当期純損失は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数に基づき算出しております。
3. 当社は、平成28年5月10日開催の取締役会決議に基づき、平成28年6月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、第22期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益または当期純損失及び1株当たり純資産額を算定しております。

3. 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

4. 対処すべき課題

情報サービス業界においては、クラウドサービスが急速に拡大しており、当社も地図や位置に関する情報をクラウドで提供することにより定期的に収入を得るストック型ビジネスへと事業のシフトを進めております。なかでも「緊急通報システムNET119」については、平成27年12月の東京消防庁での稼働を契機に全国の地方自治体や消防組合において導入が検討されており、契約数も順調に増加しております。

当社は、「安心安全社会に貢献しよう」というスローガンのもと、地理情報システムを始めとする「空間情報技術(Spatial-IT)」を利用して人々の安心安全な生活を支える製品やサービスを提供することにより、さらなる企業価値の向上を目指しております。今後も、緊急性・信頼性の要請に応える当社の技術を駆使して、防災・防犯、医療や電力等の社会基盤システム等、公共性の高い分野において安心安全な暮らしを支える各種のクラウドサービスを生み出し、提供していく所存であります。

また、これを可能にするために、「一歩進んだ製品・サービスの開発」、「技術面での優位性の確立」及び「営業力の強化」を重点課題とし、さらにはこれらを支える「優秀な人材の確保と育成」にも注力して事業拡大を図ってまいります。

当社は、平成28年6月6日をもちまして創業25周年を迎えることができました。これもひとえに、株主の皆様をはじめ、関係各位のご支援の賜物と心より感謝申し上げます。この節目を機に、全社一丸となってさらなる売上の拡大、収益力の向上を目指します。

株主の皆様におかれましては、当社の経営に深いご理解をいただき、今後とも、一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

5. 主要な事業内容（平成28年5月31日現在）

当社は、GIS構築用基本ソフトウェアの開発・販売、GIS関連のソフトウェアの受託開発、GIS構築に関するコンサルティング、クラウド型の地図情報等の配信サービスを行っております。

主要な製品及びサービスは次のとおりであります。

区 分	主 要 製 品 名
ソフトウェア	GeoBase
	GeoBase.NET
地図情報配信サービス	まちかど案内まちづくり地図
	まちかど地図Pro
	緊急通報システムNET119

6. 主要な事業所（平成28年5月31日現在）

名 称	所 在 地
本 社	神戸市中央区
東 京 営 業 所	東京都港区

7. 使用人の状況（平成28年5月31日現在）

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
44名	1名増	37.8歳	6.6年

(注) 使用人数には兼務役員を含めておりません。

8. 主要な借入先の状況（平成28年5月31日現在）

該当事項はありません。

II 会社の株式に関する事項（平成28年5月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 4,500,000株
- (2) 発行済株式の総数 1,780,000株（自己株式189,856株を含む。）
- (3) 株主数 4,165名
- (4) 大株主（自己株式を除く上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株式会社ディキャピタル	117,400株	7.38%
近 藤 浩 代	110,200株	6.93%
宮 崎 正 伸	97,600株	6.14%
岡 本 茂 明	75,000株	4.72%
西 岡 淳	56,000株	3.52%
日本証券金融株式会社	44,600株	2.80%
徳 永 道 太	21,600株	1.36%
株式会社SBI証券	17,300株	1.09%
松 本 浩 一	17,200株	1.08%
松井証券株式会社	15,800株	0.99%

（注）持株比率は、自己株式（189,856株）を控除して計算しております。

III 会社の新株予約権等に関する事項（平成28年5月31日現在）

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に当社使用人等に対し交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

IV 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（平成28年5月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	宮崎正伸	株式会社営業モデル研究所社外取締役
取 締 役	近藤浩代	総務部長
取 締 役	岡本茂明	開発部長 株式会社イメージ・ソリューション 取締役
取 締 役	岩田潤	公認会計士・税理士 岩田公認会計士事務所所長 BTJ税理士法人代表社員 マルシェ株式会社社外監査役 株式会社ディキャピタル代表取締役 アトラ株式会社社外監査役
監査役（常勤）	橋本慶一	
監 査 役	金崎定男	公認会計士・税理士 AIC株式会社代表取締役 株式会社J-SOX研究所代表取締役 金崎公認会計士事務所所長 AIC税理士法人代表社員
監 査 役	大鹿博文	税理士 イーウエストコンサルティング株式会 社代表取締役 株式会社夢展望社外監査役 株式会社久世社外監査役 株式会社チャーム・ケア・コーポレー ション監査役 株式会社スマートバリュー社外監査役

- (注) 1. 取締役岩田潤氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役橋本慶一、金崎定男及び大鹿博文の各氏は、社外監査役であります。
 3. 当社は、取締役岩田潤及び監査役橋本慶一、金崎定男、大鹿博文の各氏を一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として、株式会社東京証券取引所に届け出ております。
 4. 監査役橋本慶一氏は、長年銀行に勤務し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 5. 監査役金崎定男氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 6. 監査役大鹿博文氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員	支 給 額
取 締 役 (う ち 社 外 取 締 役)	4 名 (1 名)	30,241千円 (2,826千円)
監 査 役 (う ち 社 外 監 査 役)	3 名 (3 名)	7,836千円 (7,836千円)
合 計	7 名	38,077千円

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成12年7月28日開催の第9期定時株主総会において年額90,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成14年8月23日開催の第11期定時株主総会において年額10,000千円以内と決議いただいております。

(3) 社外役員に関する事項

- ①他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役岩田潤氏は、岩田公認会計士事務所の所長、BTJ税理士法人の代表社員及び株式会社ディキャピタルの代表取締役であります。当社と岩田公認会計士事務所及びBTJ税理士法人との間に特別の関係はありません。株式会社ディキャピタルは当社の株式を117,400株所有する株主であります。

監査役金崎定男氏は、AIC株式会社及び株式会社J-SOX研究所の代表取締役、金崎公認会計士事務所の所長及びAIC税理士法人の代表社員であります。当社とAIC株式会社、株式会社J-SOX研究所、金崎公認会計士事務所及びAIC税理士法人との間に特別の関係はありません。

監査役大鹿博文氏は、イーウエストコンサルティング株式会社の代表取締役であります。当社とイーウエストコンサルティング株式会社との間に特別の関係はありません。

- ②他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役岩田潤氏は、マルシェ株式会社及びアトラ株式会社の社外監査役であります。当社はマルシェ株式会社及びアトラ株式会社との間に特別の関係はありません。

監査役大鹿博文氏は、株式会社夢展望、株式会社久世及び株式会社スマートバリューの社外監査役であります。当社は株式会社夢展望及び株式会社久世との間に特別の関係はありません。当社は株式会社スマートバリューと商品仕入において取引があります。

③当事業年度における主な活動状況

	主な活動状況
取締役 岩田 潤	当事業年度に開催された取締役会22回のうち22回すべてに出席いたしました。 公認会計士として培ってきた豊富な経験・知見に基づいた発言を行い、経営監視機能を十分に発揮いたしました。
常勤監査役 橋本慶一	当事業年度に開催された取締役会22回のうち22回すべてに出席し、監査役会14回のうち14回すべてに出席いたしました。 金融機関で培ってきた会計知識、経験・知見に基づき、取締役の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言・提言を行っております。
監査役 金崎定男	当事業年度に開催された取締役会22回のうち16回に出席し、監査役会14回のうち11回に出席いたしました。公認会計士としての立場から、財務経理分野に関する豊富な経験・知見に基づき、取締役の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言・提言を行っております。
監査役 大鹿博文	当事業年度に開催された取締役会22回のうち22回すべてに出席し、監査役会14回のうち14回すべてに出席いたしました。 税理士としての財務経理分野の知識や金融機関で培ってきた豊富な経験・知見に基づき、取締役の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言・提言を行っております。

④責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額であります。

V 会計監査人の状況

(1) 名称

東陽監査法人

(2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	9,600千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	9,600千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

VI 業務の適正を確保するための体制

1. 取締役会における決議内容

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制について、当社は取締役会において次のとおり決議しております。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ①取締役会は、法令遵守を当社の公正かつ透明性の高い企業経営にとって最も重要な課題のひとつであると認識し、「経営理念」「経営方針」「行動規範」を制定した。代表取締役はその精神を役職者を始め全使用人に継続的に伝達することにより、法令遵守と企業倫理の遵守が企業活動の原点であることを徹底する。
 - ②コンプライアンス上疑義ある行為については、内部者通報制度規程に基づき社外弁護士を通じた通報窓口を設置し、取締役及び使用人が通報できるものとする。
 - ③取締役及び使用人の職務執行の妥当性及びコンプライアンスの状況について調査するため、社長直轄の内部監査室を設置し、定期的に自己点検を実施する。内部監査規程に基づき、法令・定款及び社内規程に準拠し業務が適正に行われているかについて調査するとともに、その結果を代表取締役に報告する。
 - ④監査役は、取締役会及びその他重要な会議に出席し、取締役の職務の執行を監査する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ①取締役の職務の執行に係る情報については、文書または電磁的媒体に記録し、法令、文書管理規程及び「情報セキュリティスタンダード」に従い保存対象文書、保存期間及び主管部署を定め適切な保存・管理を行う。
- ②取締役及び監査役が必要に応じてこれらの文書を速やかに閲覧できる状態を維持する。
- ③内部情報管理規程に基づき情報管理責任者を選定し、インサイダー情報の未然防止体制を整備する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①取締役会は代表取締役の下にリスク管理体制を構築し、リスク管理規程を制定する。
- ②総務部はリスク管理部門として全社的なリスクの認識とリスク管理活動を統括し、リスク分類ごとの権限付与と責任を負う責任部門を定め、規程の運用・見直しを図る。
- ③自然災害等重大な不測の事態が発生した場合は、対応責任者を定め、迅速かつ適切な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整える。
- ④必要に応じ顧問弁護士等の外部専門家にアドバイスを受け、速やかに対応する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①定例の取締役会を毎月1回開催し、取締役会規程により定められた事項及びその付議基準に該当する事項は、すべて取締役会に付議することを遵守して、重要事項の決定を行う。
- ②取締役会では、定期的に各取締役から職務執行状況の報告を受け、職務執行の妥当性及び効率性の監督等を行う。
- ③取締役会は、経営環境の変化に対応して経営方針及び経営計画を策定し予算を決議する。日常の職務執行について、職務権限規程及び職務分掌規程等の規程に基づき権限の委譲を行い、権限と責任を明確化して迅速な職務の執行を確保するとともに、必要に応じて規程の見直しを行い、取締役の職務の執行が適正かつ効率的に行われる体制を整備する。

5. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

平成28年5月31日現在、当社に親会社または子会社はありません。

6. 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役会と協議し適切な人員配置を検討する。
- (2) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - ①監査役の職務を補助すべき使用人は、業務執行上の指揮命令系統には属さず、監査役の指揮命令に従う旨を取締役及び使用人に周知徹底する。
 - ②監査役の職務を補助すべき使用人についての任命、異動及び評価等を行う場合は、あらかじめ監査役会または監査役の承認を得ることとする。

(3) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制

- ① 監査役は、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役から職務執行の状況その他重要事項の報告を受ける。また、監査役が必要と判断する会議の議事録について閲覧できる。
- ② 取締役及び使用人は、重大な法令・定款違反及び会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、速やかにその事実を監査役に報告する。
- ③ 監査役は、上記にかかわらずその職務執行上必要と判断した事項についていつでも取締役及び使用人に報告を求めることができる。
- ④ 監査役に報告した者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を取締役及び使用人に周知徹底する。

(4) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、定期的に代表取締役と会合を持ち、経営方針を確認するとともに、会社に対処すべき課題及び事業に内在するリスク等の他、監査上の重要な課題について意見交換する。
- ② 稟議書、契約書、帳簿等の文書その他監査役が監査に必要と判断した資料・情報に監査役が容易にアクセスできる体制を整備する。
- ③ 監査役は、内部監査室及び会計監査人から監査計画を事前に提供を受けるとともに、必要に応じ監査方針及び監査結果報告に係る意見交換を行う。
- ④ 監査役は、監査の実施にあたり、必要に応じて弁護士・税理士・公認会計士その他外部アドバイザーから意見と助言を求めることができる。
- ⑤ 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは精算等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要なでないと認められる場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

7. 財務報告の信頼性及び資産保全の適正性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するために必要な体制及び有する資産の取得・保管・処分が適正になされるために必要な体制を金融商品取引法等の法令に準拠して整備する。また、財務報告に係る内部統制の有効性を自ら評価し、外部に向けて報告する体制を整備する。

8. 反社会的勢力排除に向けた基本方針

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切関係を持たないこととする。また、必要に応じ弁護士、警察等の専門機関とも連携を取る。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社のコーポレート・ガバナンスの充実に向けた最近1年間（当事業年度の末日から遡って1か年）における実施状況は次のとおりであります。

- ①毎月1回の月例開催を始め22回の取締役会を開催し、法令等に定められた事項や経営方針・予算の策定等経営に関する重要事実を決定し、月次の経營業績の分析・対策・評価を検討するとともに法令・定款等への適合性及び業務の適正性の観点から審議いたしました。
- ②取締役会の実効性を高めるため、社外取締役及び社外監査役による取締役会の評価を実施いたしました。
- ③監査役は、取締役会をはじめ重要な社内会議に出席し、取締役の職務の監査、法令・定款等への遵守について監査いたしました。また、監査役会を14回開催し、監査方針、監査計画を協議決定するほか、内部監査室や会計監査人との意見交換及び情報の交換を行い、監査の実効性を確保いたしました。
- ④財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に鑑み、策定した実施計画に基づき内部統制評価を実施いたしました。また、決算開示資料については、取締役会に付議したのち開示を行うことにより適正性を確保いたしました。
- ⑤マイナンバー制度の運用に伴い、個人情報の取扱に関する社員教育を実施するとともに、関連する規程の改定を行い文書やデータの管理・廃棄方法のさらなる厳格化を図りました。
- ⑥取締役会において、コーポレート・ガバナンスコードの各原則に関する当社の取り組み状況についてレビューを実施いたしました。

（本事業報告中の記載金額は表示単位未満を切り捨て、比率については四捨五入して表示しております。）

貸借対照表

(平成28年5月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	840,564	流 動 負 債	102,664
現金及び預金	678,488	買掛金	18,362
売掛金	51,433	未払金	8,876
有価証券	70,201	未払費用	9,066
仕掛品	16,307	未払法人税等	18,345
貯蔵品	2,496	未払消費税等	15,284
前払費用	11,757	前受金	5,184
繰延税金資産	1,757	預り金	5,195
その他の	8,174	前受収益	22,348
貸倒引当金	△51		
固 定 資 産	477,484	固 定 負 債	55,193
有 形 固 定 資 産	6,870	長期未払金	27,430
建物	4,135	繰延税金負債	925
工具器具備品	2,734	長期前受収益	26,838
		負 債 の 部 合 計	157,858
無 形 固 定 資 産	3,214	純 資 産 の 部	
ソフトウェア	2,983	株 主 資 本	1,155,552
その他の	230	資本金	363,950
		資本剰余金	353,450
投 資 そ の 他 の 資 産	467,400	資本準備金	353,450
投資有価証券	413,782	利益剰余金	474,770
役員に対する長期貸付金	14,860	その他利益剰余金	474,770
長期前払費用	3,661	繰越利益剰余金	474,770
その他の	35,096	自 己 株 式	△36,618
		評価・換算差額等	4,638
		その他有価証券評価差額金	4,638
資 産 の 部 合 計	1,318,049	純 資 産 の 部 合 計	1,160,190
		負 債 ・ 純 資 産 の 部 合 計	1,318,049

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成27年6月1日から
平成28年5月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		753,386
売 上 原 価		387,396
売 上 総 利 益		365,990
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		257,616
営 業 利 益		108,374
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	282	
有 価 証 券 利 息	4,576	
受 取 配 当 金	10	
助 成 金 収 入	2,068	
そ の 他	234	7,172
経 常 利 益		115,546
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	137	137
税 引 前 当 期 純 利 益		115,409
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	16,694	
法 人 税 等 調 整 額	△2,385	14,309
当 期 純 利 益		101,100

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成27年6月1日から
平成28年5月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
		資本準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金		
当事業年度期首残高	363,950	353,450	377,645	△36,618	1,058,427
当事業年度中の変動額					
剰余金の配当			△3,975		△3,975
当期純利益			101,100		101,100
株主資本以外の項目 の当事業年度中の変動額 (純額)					
当事業年度中の変動額合計	—	—	97,124	—	97,124
当事業年度末残高	363,950	353,450	474,770	△36,618	1,155,552

(単位：千円)

	評価・換算差額等	純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	
当事業年度期首残高	4,572	1,063,000
当事業年度中の変動額		
剰余金の配当		△3,975
当期純利益		101,100
株主資本以外の項目 の当事業年度中の変動額 (純額)	66	66
当事業年度中の変動額合計	66	97,190
当事業年度末残高	4,638	1,160,190

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しております（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

②たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。

貯蔵品

最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。ただし、平成28年4月以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

建物 15年

工具器具備品 3年～10年

無形固定資産（リース資産を除く）

ソフトウェア

市場販売目的のソフトウェア

見込販売期間（3年以内）における見込販売収益に基づく償却額と販売可能な残存販売期間に基づく均等配分額を比較し、いずれか大きい額を計上する方法等によっております。

自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（3年～5年）に基づく定額法を採用しております。

上記以外は定額法を採用しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

売掛金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

受託開発に係る売上高については、当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められるプロジェクトについては工事進行基準（工事の進捗度の見積もりは原価比例法）を、その他のプロジェクトについては工事完成基準を採用しております。

(5) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当事業年度より適用し、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

この変更による影響額は軽微であります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

建物	2,554千円
工具器具備品	12,538千円

(2) 取締役に対する金銭債権	20,259千円
-----------------	----------

4. 損益計算書に関する注記

該当事項はありません。

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式に関する事項

	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	1,780,000	—	—	1,780,000
合 計	1,780,000	—	—	1,780,000

(2) 自己株式に関する事項

	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	189,856	—	—	189,856
合 計	189,856	—	—	189,856

(3) 剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力 発生日
平成27年8月26日 定時株主総会	普通株式	3,975	2.50	平成27年 5月31日	平成27年 8月27日

②基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力 発生日
平成28年8月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	11,926	7.50	平成28年 5月31日	平成28年 8月26日

(注) 平成28年8月25日定時株主総会決議による1株当たり配当額には、創業25周年記念配当2円50銭を含んでおります。

(4) 当事業年度の末日における新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主要要因別の内訳

(繰延税金資産)

貸倒引当金	15千円
未払事業税	1,743千円
減価償却費	1,081千円
資産除去債務	1,376千円
役員退職慰労金	8,388千円
投資有価証券評価損	1,039千円
その他の	35千円
繰延税金資産小計	13,679千円
評価性引当額	△10,803千円
繰延税金資産合計	2,876千円

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	△2,043千円
繰延税金負債合計	△2,043千円
繰延税金資産の純額	832千円

7. 金融商品の状況に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、ソフトウェアの製造・販売を行うための投資計画に照らし、必要な資金については主に自己資金を充当しております。一時的な余資は、安全性の高い金融資産で運用しております。デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券は、主に債券及び取引先企業との業務提携に関連する株式であり、債券や上場株式は市場価格の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

売掛金に係る顧客の信用リスクは、社内与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。売掛金については、営業部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

有価証券及び投資有価証券は主として債券及び株式であり、定期的に時価の把握を行っております。市場価格がない非上場株式については、定期的に発行体の財務状況等を把握しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定については変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年5月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	678,488	678,488	—
(2) 売掛金	51,433		
貸倒引当金(※)	△51		
計	51,381	51,381	—
(3) 有価証券及び投資有価証券	483,983	483,983	—
資産合計	1,213,853	1,213,853	—

(※) 売掛金に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項
資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらはおおむね短期間で決済されるものであり、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

有価証券及び投資有価証券の時価については、株式・債券については取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっており、投資信託については公表されている基準価格によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式（貸借対照表計上額0千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

3. 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	678,488	—	—	—
売掛金	51,433	—	—	—
有価証券及び投資有価証券	70,000	98,000	308,000	—
合 計	799,922	98,000	308,000	—

8. 関連当事者との取引に関する注記

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 364円81銭

(2) 1株当たり当期純利益金額 31円79銭

(注) 当社は、平成28年5月10日開催の取締役会決議に基づき、平成28年6月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額を算定しております。

10. 重要な後発事象に関する注記

株式の分割

当社は、平成28年5月10日開催の取締役会において株式分割を行う旨の決議をしており、次のとおり株式分割を実施しております。

(1) 株式分割の目的

株式を分割することにより、当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げることで、より投資しやすい環境を整え、当社株式の流動性の向上及び投資家層のさらなる拡大を図ることを目的としております。

(2) 株式分割の割合及び時期

平成28年6月1日付をもって平成28年5月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有普通株式1株につき2株の割合をもって分割しております。

(3) 分割により増加する株式数 普通株式 1,780,000株

なお、これによる影響につきましては、「9. 1株当たり情報に関する注記」に記載しております。

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年7月5日

株式会社ドーン
取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員 公認会計士 橋田光正[Ⓔ]
業務執行社員
指定社員 公認会計士 川越宗一[Ⓔ]
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ドーンの平成27年6月1日から平成28年5月31日までの第25期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年6月1日から平成28年5月31日までの第25期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、取締役会議事録、稟議書及び重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人（東陽監査法人）の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年7月7日

株式会社ドーン 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 橋本慶一[㊟]

監査役（社外監査役） 金崎定男[㊟]

監査役（社外監査役） 大鹿博文[㊟]

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、利益配分に関して、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定的な配当を継続して実施することを基本方針としております。内部留保資金は、設備投資、研究開発投資等に活用し、経営基盤の強化と新製品やサービスの開発により事業の拡充を図ることとしております。

また、当社は、おかげさまで平成28年6月6日をもちまして創業25周年を迎えることができました。つきましては、当期の期末配当金は、普通株式1株につき5円の普通配当に、さらに2円50銭の創業25周年の記念配当を加え、合計7円50銭とさせていただきたいと存じます。

当期の剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき 7円50銭

配当総額 11,926,080円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年8月26日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律（平成27年法律第73号）」が平成27年9月30日に施行され、特定労働者派遣事業と一般労働者派遣事業の区別が廃止されましたので、第2条（目的）の一部を変更するものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律（平成26年法律第90号）」（以下「改正法」といいます。）が平成27年5月1日に施行され、新たな機関設計として監査等委員会設置会社制度が創設されました。当社は、取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの一層の充実とともに意思決定の迅速化による当社のなお一層の企業価値の向上を図ることを目的として、監査等委員会設置会社に移行するものであります。
つきましては、現行定款に、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに取締役会の決議により重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任できるようにする規定の新設、監査役及び監査役会に関する規定の削除等の所要の変更を行うものであります。
- (3) 改正法により業務執行を行わない取締役についても責任限定契約を締結することが可能となりました。これに伴い、適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、現行定款第31条（取締役の責任免除）に所要の変更を行うものであります。なお、同条の変更に関しましては監査役全員の同意を得ております。
- (4) 上記各変更に伴い、条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。なお、本定款変更は、本總會終結の時をもって効力を生ずるものといたします。

（下線は変更部分であります。）

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総則	第1章 総則
第1条（条文省略）	第1条（現行どおり）
（目 的）	（目 的）
第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
<（1）～（9） 条文省略>	<（1）～（9） 現行どおり>
（10） <u>特定労働者派遣事業</u>	（10）労働者派遣事業
<（11） 条文省略>	<（11） 現行どおり>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第3条 (条文省略)</p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1)取締役会 (2)監査役 (3)監査役会 (4)会計監査人</p> <p>第5条～第14条 (条文省略)</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第15条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>② (条文省略)</p> <p>第16条～第19条 (条文省略)</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第20条 当社の取締役は、7名以内とする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第21条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>② (条文省略) ③ (条文省略)</p>	<p>第3条 (現行どおり)</p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1)取締役会 (2)監査等委員会 (削 除) (3)会計監査人</p> <p>第5条～第14条 (現行どおり)</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>第16条～第19条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第20条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、7名以内とする。</p> <p>② 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第21条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</p> <p>② (現行どおり) ③ (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の任期) 第22条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>② 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(代表取締役) 第23条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>② (条文省略)</p> <p>(役付取締役) 第24条 取締役会は、その決議によって、取締役の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。</p>	<p>(取締役の任期) 第22条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(代表取締役) 第23条 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を選定する。</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>(役付取締役) 第24条 取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第25条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第26条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対し発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第27条 (条文省略)</p> <p>② 当社は、<u>会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>第28条 (条文省略)</p>	<p>第25条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第26条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に<u>対し発する。</u>ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第27条 (現行どおり)</p> <p>② 当社は、<u>取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意の意思表示をした場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第28条 <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第29条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会議事録)</p> <p>第29条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>② (条文省略)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第31条 (条文省略)</p> <p>② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間で、同法第423条第1項に定める取締役の責任について損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	<p>(取締役会議事録)</p> <p>第30条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第31条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第32条 (現行どおり)</p> <p>② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間で、同法第423条第1項に定める取締役の責任について損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第5章 <u>監査役および監査役会</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(<u>監査役の員数</u>)</p>	<p>(削 除)</p>
<p>第32条 <u>当会社の監査役は、4名以内とする。</u></p>	
<p>(<u>監査役の選任方法</u>)</p>	
<p>第33条 <u>監査役は、株主総会において選任する。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>② <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	
<p>(<u>監査役の任期</u>)</p>	<p>(削 除)</p>
<p>第34条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>	
<p>② <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	
<p>(<u>常勤の監査役</u>)</p>	<p>(削 除)</p>
<p>第35条 <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	
<p>(<u>監査役会の招集通知</u>)</p>	
<p>第36条 <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>	<p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>② <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	
<p>(監査役会の決議方法) <u>第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	(削 除)
<p>(監査役会規程) <u>第38条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	(削 除)
<p>(監査役会の議事録) <u>第39条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p>	(削 除)
<p>(監査役の報酬等) <u>第40条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削 除)
<p>(監査役の責任免除) <u>第41条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項に規定する監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</u></p>	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
<p>② <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、同法第423条第1項に定める監査役の責任について損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p style="text-align: center;"><u>第5章 監査等委員会</u></p> <p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p><u>第33条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>② <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p>(監査等委員会の決議方法)</p> <p><u>第34条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査等委員会の議事録)</p> <p><u>第35条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>第 6 章 会計監査人</p> <p>第42条～第43条 (条文省略)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第44条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第45条 (条文省略)</p> <p>第 7 章 計 算</p> <p>第46条～第49条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(<u>監査等委員会規則</u>)</p> <p>第36条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p> <p>第 6 章 会計監査人</p> <p>第37条～第38条 (現行どおり)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第39条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第40条 (現行どおり)</p> <p>第 7 章 計 算</p> <p>第41条～第44条 (現行どおり)</p> <p>附 則</p> <p>(<u>監査役の責任免除に関する経過措置</u>)</p> <p>第 1 条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、第25期定時株主総会終結前の監査役(監査役であった者を含む。)</u>の行為に関する<u>会社法第423条第1項の賠償責任の免除については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第41条第1項の定めるところによる。</u></p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、取締役全員（4名）は、定款変更の効力が生じた時に任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案に係る決議の効力は、第2号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生するものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	みやざき まさのぶ 宮崎 正伸 (昭和44年7月14日生)	平成5年4月 株式会社オービック入社 平成10年9月 当社入社 営業部長 平成12年6月 当社取締役営業部長 平成17年8月 当社代表取締役副社長 平成21年10月 当社代表取締役社長（現任） 平成25年12月 株式会社営業モデル研究所社外取締役（現任）	97,600株
2	こんどう ひろよ 近藤 浩代 (昭和35年12月17日生)	平成元年11月 アンドール株式会社入社 平成12年6月 当社入社 平成12年6月 当社取締役総務部長（現任）	110,200株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
3	いわた じゅん 岩田 潤 (昭和44年12月23日生)	平成4年10月 青山監査法人(現PwCあらた有 限責任監査法人)入所 平成8年3月 公認会計士登録 平成11年1月 プライスウォーターハウス税 務事務所(現税理士法人プラ イスウォーターハウスクーパ ース)入所 平成13年9月 岩田公認会計士事務所所長 (現任) 平成17年6月 マルシェ株式会社社外監査役 (現任) 平成19年8月 当社社外監査役 平成20年10月 BTJ税理士法人代表社員(現 任) 平成22年1月 アトラ株式会社社外監査役 (現任) 平成22年3月 株式会社ディキャピタル代表 取締役(現任) 平成23年8月 当社社外取締役(現任)	13,200株
4	(新任) しながわ まさなお 品川 真尚 (昭和47年12月15日生)	平成7年4月 日本電信電話株式会社入社 平成11年7月 東日本電信電話株式会社入社 平成12年9月 当社入社 平成21年11月 当社東京営業所所長 平成25年6月 当社執行役員兼東京営業部部 長(現任)	10,000株

- (注) 1. 宮崎正伸氏及び近藤浩代氏と当社との間には、金銭の貸付による取引関係があります。
 2. 岩田潤氏及び品川真尚氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
 3. 当社は岩田潤氏との間で、会社法第423条第1項の責任について、同氏がその職務を行うにつ
 き善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度
 額を限度として損害賠償責任を負担するものとする責任限定契約を締結しております。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案に係る決議の効力は、第2号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生するものといたします。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	(新任) 橋本 慶一 (昭和24年9月22日生)	昭和47年4月 株式会社大和銀行（現株式会社りそな銀行） 入行 平成14年3月 大和ファクターリース株式会社（現ディー・エフ・エル・リース株式会社） 営業部長 平成20年1月 伸栄商事株式会社入社 平成20年4月 伸栄商事株式会社取締役 平成22年8月 当社常勤監査役（現任）	—
2	(新任) 岡本 茂明 (昭和44年3月16日生)	平成3年4月 日本電信電話株式会社入社 平成12年11月 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ（現株式会社NTTドコモ）入社 平成13年4月 当社入社 平成13年5月 当社取締役開発一部部長 平成15年6月 当社取締役開発部長 平成25年6月 株式会社イメージア・ソリューション取締役（現任） 平成28年8月 当社取締役（現任）	75,000株
3	(新任) 福盛 貞蔵 (昭和24年12月8日生)	昭和55年3月 京都進学教室（現株式会社京進）入社 昭和62年3月 同社取締役開発部長 平成6年5月 同社常務取締役人事部長 平成10年3月 同社常務取締役管理本部長 平成15年3月 同社取締役小中統括部長 平成16年5月 同社常勤監査役	—

- (注)1. 岡本茂明氏と当社との間には、金銭の貸付による取引関係があります。
2. 橋本慶一氏及び福盛貞蔵氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 橋本慶一氏及び福盛貞蔵氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。なお、当社は、橋本慶一氏を株式会社東京証券取引所の定める独立役員として、同取引所に届け出ておりますが、同氏の選任が承認された場合には、同氏を引き続き独立役員に指定する予定であります。また、福盛貞蔵氏が原案どおり選任された場合、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定する予定であります。
4. 橋本慶一氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、当社社外監査役としての経験に加え、長年銀行に勤務し財務及び会計に関する相当程度の知見を有していることや取締役として経営に関与された経験を有されていることから、当社の監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。なお、橋本慶一氏の監査役就任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。
5. 福盛貞蔵氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、上場企業の取締役として長年経営に関与した経験と深い見識を有されていることから適切な助言が期待できるものと判断し、当社の監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。
6. 当社は橋本慶一氏との間で、会社法第423条第1項の責任について、同氏がその職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものとする責任限定契約を締結しております。同氏の選任が承認された場合には、当社は同氏との間で当該契約を新たに締結する予定であります。また、福盛貞蔵氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬額は、平成12年7月28日開催の第9期定時株主総会において年額9,000万円以内とご決議いただき今日に至っておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、現在の取締役の報酬額に関する定めを廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額1億7,000万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。なお、使用人兼務取締役の使用人部分給与は含まないものとしたしたいと存じます。第3号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は4名となります。

本議案に係る決議の効力は、第2号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生するものといたします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を、監査等委員である取締役の職務と責任を考慮して、年額3,000万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。第4号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名となります。

本議案に係る決議の効力は、第2号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生するものといたします。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場：神戸市中央区磯上通二丁目2番21号

三宮グランドビル 2階会議室

TEL 078-222-9700



交通 ○JR「三ノ宮駅」、阪神・阪急「神戸三宮駅」から 徒歩約10分
○ポートライナー「三宮駅」から 徒歩約10分